

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	2	府省庁名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税）		
見直し項目名	(独) 森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の廃止		
見直し内容 (概要)	<p>独立行政法人森林総合研究所が緑資源機構から承継した特定中山間保全整備事業により取得した固定資産に対しては非課税措置がとられていたが、当該固定資産の所在市町村への譲渡が平成25年中に完了し、その後は特例措置の対象となる固定資産が存在しないことから、特例措置を廃止するもの。</p>		
関係条文	<p>固定資産税及び都市計画税：地法附14③</p> <p>市町村は、平成二十年度から平成二十六年までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、独立行政法人森林総合研究所が直接独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。</p>		
増収見込額	[平年度] - (-)		(単位：百万円)
増収見込額	[改正増減収額] -		
廃止又は縮減の理由	見直し内容(概要)と同じ。		